

ツールに関する利用許諾契約書

ARC.LAB PTE.LTD(以下、「弊社」といいます)の実施するツール利用許諾契約を締結されるお客様(以下、「お客様」といいます)は、『MTF Analytics』の名称で弊社が提供するツール(以下、「本ツール」といいます)の利用に関し、利用開始前に、本ツールに関する利用許諾契約(以下「本契約」といいます)の内容を必ずお読みください。

本契約は、本ツールの利用に関してお客様と弊社との間に締結される法的義務を伴う契約です。お客様は、弊社に本ツールの利用を申し込んだ時点若しくは本ツールの保存または閲覧を行なった時点のいずれか早い時点で本契約のすべての条件を承諾したものとみなされます。本契約の内容にご承諾いただけない場合は、本契約を締結し、本ツールを利用することはできません。

なお、本契約の内容は、弊社の著作権保護の観点から合理性を有する範囲で必要に応じて改定されます。改定された本契約が弊社ウェブページに掲載された日の翌日から、お客様に対し改定後の本契約の内容が適用されます。お客様におかれましては、本ツールの利用前に、最新の本契約の内容をご確認ください。

第1条 (定義)

本契約において使用する用語の定義は、各条に個別に定義するもののほか、下記各号のとおりです。

- (1) 「本契約」とは、弊社とお客様との間で締結する、本ツールの利用における契約をいいます。
- (2) 「本ツール」とは、弊社とお客様に対し本契約に伴い交付した MTF Analytics をいいます。

第2条 (著作権その他の財産権の帰属)

本ツールに関する著作権その他の知的財産権を含む財産権の一切は弊社に帰属します。

第3条 (規約の適用)

1. お客様は、弊社に本ツールの利用を申し込んだ時点若しくは本ツールの保存または閲覧を行なった時点のいずれか早い時点で、本契約のすべての条件を承諾したものとみなされます。本契約の内容にご承諾いただけない場合は、本ツールの利用規約を締結し、本ツールを利用することはできません。
2. お客様は、本契約期間中のみならず本契約終了後においても、本ツールにかかる弊社の著作権保護という本契約の趣旨に従い、合理的な範囲で本契約にかかる規制が適用されます。
3. 本契約の内容は、弊社の著作権保護の観点から合理性を有する範囲で必要に応じて改定されます。改定された本契約が弊社 Web ページに掲載された日の翌日から、お客様に対し改定後の本契約の内容が適用されます。

第4条 (利用料等の支払)

1. 本ツールの利用にあたっては、月額ライセンス料(月額(31日単位)4,980円(消費税10%込))(以下、「本利用料」といいます)が発生いたします。
2. 本ツールの利用にあたっては、無償で付与される期間(以下、「無償使用期間」といいます)は、本ツール利用締結初回締結日から 31 日間限りとする。
3. お客様は、弊社に対し、本利用料を、本契約締結時点(本契約が更新された場合は更新時点)限り、弊社の指定する方法により支払います。

第5条 (シリアルキーの発行手数料)

1. シリアルキーの発行手数料として、15,800 円(消費税10%込)が発生いたします。

2. シリアルキーの再発行が必要となった場合、本利用料以外にシリアルキーの再発行手数料として、別途11,000円(税込)が発生いたします。

第6条 (利用許諾の範囲)

1. お客様ご自身のみにおいて、本ツールの報酬を支払った場合であって本契約期間中に限り、本契約に定める利用方法の限度で、本ツールを利用することができます。いかなる場合であっても、本契約に定める方法以外の方法で本ツールを利用することはできません。
2. お客様は自身の所有し適切に管理するコンピュータ端末1台でツールを利用することができます。
3. 本契約において、お客様に付与される利用許諾に基づく利用権は、非独占的であり、再許諾不可であり、貸与・譲渡不可のものです。
4. 下記各号の一に該当する場合、直ちに、お客様は本ツールに関する利用権を喪失します。
 - (1) 本契約が、契約期間の満了、解約、解除、その他の事由により終了した場合
 - (2) お客様が本契約に定める義務に違反した場合
 - (3) その他上記各号に類する場合

第7条 (禁止事項)

1. 下記各号に定める利用方法は許諾された利用方法に含まれません。お客様は、下記各号に定める利用方法で本ツールを利用することは禁じられています。
 - (1) 営利、犯罪その他の目的で本ツールを利用すること。
 - (2) 本ツールに含まれるソースコードの全部もしくは一部を複製(お客様の所有するコンピュータ端末(ただし、1台に限る)に1つの本ツールを複製しお客様自身が利用する行為を除く)し、改変(リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、模倣、または本ツールの派生プログラムの作成を含む)し、公開(不特定多数への公開に限らず特定個人への開示を含む。以下本条にて同じ。)し、過失により流出させ、または、販売すること。
 - (3) 本ツールに含まれるソースコードの全部もしくは一部を貸与し、利用権を譲渡し、または利用に関し再許諾を与えること。
 - (4) 本ツールに含まれるソースコードの全部もしくは一部の性能その他の評価情報を公開すること。
 - (5) 本ツールに含まれるソースコードの全部もしくは一部をお客様自身の知的財産権として登録出願又は申請すること。
 - (6) 本ツールに含まれるソースコードの全部もしくは一部をあたかもお客様自身の著作物のように表明すること。
 - (7) 本ツールを日本国外に持ち出すこと。
 - (8) 本ツールを構成する個別の情報に関し前各号に定める行為を行うこと。
 - (9) 第三者をして、上記各号に定める行為を行わせること。
 - (10) その他上記に類する行為を行うこと。
2. お客様が前項に定める禁止行為を行った場合、お客様は本ツールに関する一切の利用権を失い、弊社の受けた損害を賠償する義務を負い、当該損害賠償金とは別に違約金として金100万円を支払う義務を負います。

第8条 (守秘義務)

1. お客様は、本契約中は勿論本契約が終了した後においても、本ツールに関連するソースコード、技術情

報・技術資料、ノウハウ、構成情報等第三者に漏洩されれば著作権者である弊社の損失となる一切の情報(以下、「本ツール関連情報」といいます。)を厳重に管理し秘密を厳守し、これを利用権の範囲を超えて自ら使用または第三者に開示・漏洩・使用させてはなりません。

2. お客様は、弊社から求められた場合、本契約が終了した場合またはお客様が利用権を喪失した場合、本ツール関連情報を一切の記録媒体(電磁的または電子的媒体を含みますこれらに限定されません。)から適切な方法を以って破棄もしくは消滅させなければなりません。

第9条 (シリアルナンバーの利用について)

本ツールのシリアルナンバーは、認証を行なったコンピュータ端末と紐づいております。別のコンピュータ端末に移行される場合は、必ず、ライセンス認証サイトよりシリアルナンバーの使用解除を事前に行ってください。

第10条 (義務違反に関する対処の確認)

お客様は、お客様が、弊社の本ツールに関する著作権を侵害した場合、例示として下記各号に記載する民事上及び刑事上の責任を負う場合があることを確認し、本契約上の義務を遵守する旨誓約されるものとします。

- (1) 不法行為に基づく損害賠償責任を負うこと(民法709条)
- (2) 不当利得返還責任を負うこと(民法703条)
- (3) 著作権侵害として、個人の場合「10年以下の懲役」または「1000万円以下の罰金」、法人の場合「3億円以下の罰金」の刑事処罰の対象となる場合があること(著作権法119条, 同124条)

第11条 (監査権)

1. 弊社は、あらかじめお客様に通知することにより、本契約上の義務の履行状況について監査または検証する目的で、弊社(弊社代理人を含む)によって、本ツールが保管された端末に加え、お客様が管理する他のコンピュータ端末内のデータを閲覧し、複製することができます。
2. 弊社は、前項の監査は、お客様のプライバシーを妨げることが最小限となるよう実施するよう努めます。

第12条 (責任・保証の制限)

1. 弊社は、本ツールに関し、本ツールが法令に適合していること、本ツールの性能、本ツールが正常に作動すること及び本ツールに瑕疵がないことを保証いたしません。
2. 弊社は、本ツール契約の継続にかかわらず、任意に、本ツールの交付及び利用許諾を停止し、またはその内容を変更することができます。その場合、お客様は、本ツールの利用を直ちに停止し、本ツールを適切な方法を以って破棄または変更に応じなければなりません。
3. 弊社は、お客様及び第三者に対し、本ツールの瑕疵及び利用の停止並びに内容変更に関して損害賠償責任その他一切の賠償責任を負いません。
4. 本契約に関して弊社がお客様に損害賠償責任を負う場合があったとしても、その賠償額は、いかなる場合も、本契約に関し弊社が当該お客様より受け取った本利用料を上限とします。

第13条 (本契約期間, 更新)

1. 本契約期間は、本契約の申込日から31日間とします。
2. 本契約期間満了日の1週間前までにお客様から解約の意思表示がされた場合は、本契約期間満了日を以って本契約は将来に向かって解除されます。本契約期間中の中途解約はできません。
3. 本契約期間満了日の1週間前までに解約の意思表示がなされなかった場合は、本契約は、同一条件にて、

さらに1か月(31日)間契約期間が延長され, 以後も同様とします。

第14条 (遅延損害金)

お客様が, 本契約に基づく金銭債務(損害賠償金を含む)の支払を遅延したときは, 支払期日の翌日から支払済みに至るまで, 年 14, 6%(年365日日割計算)の割合による遅延損害金を支払う義務を負います。

第15条 (準拠法)

本契約に関する準拠法は, 日本法とします。

第16条 (専属的合意管轄)

本契約に関して訴訟, 調停または和解の必要が生じた場合には, 東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属管轄裁判所とします

2019年10月28日制定